

福岡県公報

平成27年5月22日
第3695号

目次

告示(第506号-第515号)

- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請の概要 (環境保全課) …………… 2
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) …………… 3
- 自衛官の募集 (市町村支援課) …………… 3
- 土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) …………… 4
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 6
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 6
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 6
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 7
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 7
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 7

公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7
- 落札者等の公示 (情報政策課) …………… 7
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 8
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 8
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) …………… 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 9
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 10

- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 10
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 11
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 11
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 11
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 11
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 12
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 12
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 12
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 12
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 13
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 13
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 13
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 14
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 14
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 15
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 15
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 15

- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) ……………16
- 一般競争入札の実施
(青少年課) ……………17
- 選挙管理委員会**
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権
を有する者の総数の50分の1の数
(市町村支援課) ……………19
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を
有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万
に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合
算して得た数
(市町村支援課) ……………19
- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有す
る者の総数の3分の1の数
(市町村支援課) ……………20
- 監査委員**
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) ……………21
- 雑 報**
- 平成27年度福岡県農業学校研修科研修生の追加募集 (経営技術支援課) ……………23

告 示

福岡県告示第506号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成27年5月22日から平成27年6月12日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住 所 京都郡苅田町新津1598番地
 名 称 社会医療法人 陽明会
 代表者の氏名 理事長 川内 彰

2 事業場の所在地及び名称

所 在 地 京都郡苅田町新津1598番地
 名 称 社会医療法人 陽明会 御所病院

3 構造等を変更しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の72に掲げる施設（し尿処理施設）		
能 力	155m ³ /日		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続 24時間		
使用時間の季節的変動の概要	な し		
特定施設の 使用時に おいて当該 特定施設 から排出 される汚 水等の汚 染状態の 通常値及 び最大の 値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	260	320
	化学的酸素要求量 (mg/L)	100	150
	浮遊物質 (mg/L)	200	250
	窒素含有量 (mg/L)	30	40
	りん含有量 (mg/L)	6	8
	大腸菌群数 (個/m ³)	3,000以下	3,000以下
汚 水 量 (m ³ /日)	109	155	

4 構造等を変更しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種 類	合併処理槽
型 式	クボタ液中膜システムBOD型

構造	RC構造				
主要寸法	9.58m×11.08m×5.6m				
能力	155m ³ /日				
処理方式	膜分離活性汚泥方式				
工事着手予定年月日	許可後				
工事完成予定年月日	許可後				
使用開始予定年月日	許可後				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続 24時間				
使用時間の季節的変動の概要	なし				
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	260	320	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	100	150	15	20
	浮遊物質 (mg/L)	200	250	15	20
	窒素含有量 (mg/L)	30	40	15	20
	りん含有量 (mg/L)	6	8	2	3
	大腸菌群数 (個/m ³)	3,000以下	3,000以下	3,000以下	3,000以下
	汚水量 (m ³ /日)	109	155	109	155

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	事業場から排出される排出水の排水口	排水口	
	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	15	20
浮遊物質 (mg/L)	15	20	

窒素含有量 (mg/L)	15	20
りん含有量 (mg/L)	2	3
大腸菌群数 (個/m ³)	3,000以下	3,000以下
排出水量 (m ³ /日)	109	155

福岡県告示第507号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代6月号	雑誌15277-06	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント6月号	雑誌15115-6	マイウェイ出版株式会社	

福岡県告示第508号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成27年度における自衛官候補生の募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小川 洋

- 募集種目
自衛官候補生（男子）
- 募集期間

平成27年8・9月入隊（男子）	平成27年5月18日から 平成27年6月24日まで
-----------------	------------------------------

3 受験資格

- (1) 採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男子で日本国籍を有するもの
(2) 詳細は、募集要項による。

4 試験期日

平成27年7月11日（土）

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881~3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳 (築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)
福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所 (和白)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)
久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F (電話 0942-23-7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277 (小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所

八女市本村字杉町662-5 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称

筆記、口述及び身体検査の試験場

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地

福岡県告示第509号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小川 洋

1 起業者の名称

飯塚市

2 事業の種類

飯塚市立鎮西中学校区小中一貫教育校（仮称）、鎮西公民館及び鎮西地区児童センター（仮称）建設事業並びにこれに伴う市道、農業用排水路代替工事及び附帯工事

3 起業地

(1) 収用の部分

飯塚市大日寺字塚町、字下熊本及び字大人地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業のうち、飯塚市立鎮西中学校区小中一貫教育校（仮称）建設事業は土地収用法第3条第21号に該当し、鎮西公民館建設事業は同条第22号に該当し、鎮西地

区児童センター（仮称）建設事業は同条第23号に該当するものである。（以下これらを「本体事業」という。）また、市道及び農業用排水路の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第1号及び第5号に掲げる事業に該当するものである。敷地内に降った雨水排水処理を行なうための調整池の設置は、本体事業のために欠くことができない施設に関する事業であることから、同条第35号に該当するものである。

したがって、本件事業は、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である飯塚市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成27年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本体事業は、飯塚市が同市大日寺地内において、小学校と中学校が一体となった小中一貫教育校を建設するとともに、併せて蓮台寺児童センターと潤野児童センターを統合し、鎮西公民館を含めた複合化した施設を整備するものである。また、関連事業は、本体事業の施行に伴い市道及び農業用排水路の付替工事が生じたものである。そして、敷地内に降った雨水排水処理を行なうため、都市計画法第29条の規定に基づき、調整池を設置するものである。

蓮台寺小学校、潤野小学校及び鎮西中学校についてはそれぞれ昭和40年代に建設されたものであり、鎮西公民館は昭和45年に建築されたものであるが、いずれの施設も老朽化が進んでおり、建替え等が必要な状況である。

また、今般頻繁に発生する大地震に備えるため学校施設の耐震化を行うことや、人口減、少子化の進展を予測し、より教育効果を高めるため、学校規模の適正化を図る必要がある。

飯塚市では、以上のような課題から、学校規模の適正化を含めて公共施設等のあり方について検討を行い、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第二次実施計画」等を策定し、学校の適正配置・適正規模、施設の老朽化、地域社会との連携等を見据えて、蓮台寺小学校と潤野小学校を統合し鎮西中学校とともに施設一体型の小中一貫教育校を建設することとしている。また、併せて蓮台寺児童センターと潤野児

童センターを統合し、鎮西公民館を含めた複合化した施設を整備することとした。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、小中一貫教育校、公民館及び児童センターを複合化した施設を整備することにより、子ども達一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな学習指導と生活指導の実現、児童生徒の学校教育活動の充実、地域と学校の連携の強化、さらには女性の仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策が可能となり、学校教育環境の充実が図られるほか、今後の飯塚市のまちづくりの一翼を担い、同市の発展に大きく寄与することが期待されるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地となっているが、福岡県教育委員会から起業地への編入について支障ないとの意見を得ていることなどから、軽微なものであると考えられる。

また、福岡県環境保全に関する条例（昭和47年福岡県条例第28号）に基づく環境影響調査を実施したところ、起業地内に環境省レッドリストに掲載されている「マシジミ」「モノアラガイ」の生息が確認された。しかしながら、移植等の保全対策を講ずることにより、環境影響の負荷の低減は可能である。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものであると認められる。

ウ なお、本件事業に係る起業地に農業振興地域が含まれているが、農業振興地域整備計画の変更について福岡県知事からやむを得ないとの意見書を得ており、飯塚市の土地利用計画との整合性は保たれる。

エ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、立地条件、工事の難易度、事業費等の面から3案について検討を行った上で、立地条件がよく、造成工事が容易で、事業費が少ないなど、社会的、経済的及び技術的に優れた案を採用している。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、現在の施設の老朽化が著しく、建替えが必要となっていること、飯塚市公共施設等のあり方に関する第二次実施計画において策定された学校教育環境の充実を図るための事業であること、今後の飯塚市のまちづくりの一翼を担い、同市の発展に大きく寄与するものであることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、飯塚市から申請のあった飯塚市立鎮西中学校区小中一貫教育校（仮称）、鎮西公民館及び鎮西地区児童センター（仮称）建設事業並びにこれに伴う市道、農業用排水路付替工事及び附帯工事について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

飯塚市役所穂波庁舎（学校施設整備推進室）

福岡県告示第510号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

杉ヶ谷-4	豊前市大字四郎丸（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
-------	--------------------------	---------

備考 別紙図面は省略し、その図面を豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第511号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
杉ヶ谷-4	豊前市大字四郎丸（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第512号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1902号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
輝国2丁目-3	福岡市中央区輝国二丁目及び輝国一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第513号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1903号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
輝国2丁目-3	福岡市中央区輝国二丁目及び輝国一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第514号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
輝国2丁目-3	福岡市中央区輝国二丁目及び輝国一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第515号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
朝倉市佐田字木和田1984の2、1998の2、1998の3
- 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- 解除の理由
道路用地とするため

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市西泉六丁目2827番1、2827番3、2830番1、2830番3、2831番、2832番3、2832番15、2870番から2882番まで、2884番から2888番まで、2890番から2899番まで、2901番、2903番、2905番、2906番1、2906番3、2907番2、2907番5、2909番1、2909番4、2912番、2919番1及び2971番並びにこれらの区域内の道路・水路等である市有地の全部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
兵庫県姫路市北条一丁目92番
株式会社ノバック
代表取締役 立花 充

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年5月22日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
電子調達システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部情報政策課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成27年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
東芝ソリューション株式会社九州支社
 - (2) 住所
福岡市中央区長浜二丁目4番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
33,372,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(b)及び(c)に該当

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年5月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ちくほう共学舎「虫の家」
 - (2) 代表者の氏名
古野 勝
 - (3) 主たる事務所の所在地
鞍手郡小竹町大字御徳167番地の30
 - (4) 定款に記載された目的

（変更前）

この法人は、障害をもつ人たちに対して、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業などを行うとともに、地域社会に対しても障害をもつ人たちへの理解や人権意識を普及させるための啓発事業を行うことで、すべての人々が平等に暮らせる関係づくりに寄与することを目的とする。

（変更後）

この法人は、障害をもつ人たちに対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業などを行うとともに、地域社会に対しても障害をもつ人たちへの理解や人権意識を普及させるための啓発事業を行うことで、すべての人々が平等に暮らせる関係づくりに寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年5月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人国際交流人材活性計画

(2) 代表者の氏名

城野隆志

(3) 主たる事務所の所在地

糸島市波多江駅前北二丁目7番1-501号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、国際交流活動に関心がある人に対して、国際交流活動への参加を促すことに関する事業を行い、外国人旅行者・在留者が増える日本において、日本人と外国人の相互理解を深めることに寄与することを目的とする。

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、古賀市高田土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小川 洋

就任した理事

氏名	住所
水野 賢二	古賀市久保1227番地1
渋田 季躬	古賀市新久保一丁目19番1号
篠崎 初雄	古賀市新久保二丁目3番16号
水野 太弥男	古賀市久保1230番地1
宮本 久芳	古賀市久保1224番地2
水野 幸徳	糟屋郡新宮町夜白五丁目2番31号 ワンズガーデンⅡ101号

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字岬字砂野瀬町2462番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大牟田市大字岬2426番地

中嶋 祐介

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市仲畑三丁目88番1及び88番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番9号

株式会社 総合電商

代表取締役 中 保人

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名

認可年月日

伊良原土地改良区
行橋市御清水池土地改良区

平成27年5月12日

公告

北野町南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
小坪 勝則	久留米市北野町大城866番地9
久富 清美	久留米市北野町大城805番地
伊藤 豊隆	久留米市北野町金島2392番地1
伊藤 政年	久留米市北野町金島2403番地3
古賀 至	久留米市北野町金島2083番地3
稲益 博敏	久留米市北野町金島403番地
鐘江 肇	久留米市北野町八重亀199番地28

2 退任監事

氏 名	住 所
原口 敏昭	久留米市北野町大城653番地
吉田 勝公	久留米市北野町大城633番地

3 就任理事

氏 名	住 所
日比生 和雄	久留米市北野町大城1036番地1
柳 敬生	久留米市北野町大城822番地4
中鶴 明広	久留米市北野町大城1035番地
野口 久	久留米市北野町大城678番地
古賀 至	久留米市北野町金島2083番地3
原口 茂	久留米市北野町金島2397番地2

鐘江 茂 久留米市北野町金島891番地1

4 就任監事

氏 名	住 所
柳 一二	久留米市北野町大城827番地2の2
野口 奉文	久留米市北野町大城667番地2

公告

住吉土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
緒方 洋一郎	久留米市安武町住吉1544番地1
田中 一義	久留米市安武町住吉1595番地1
船津 常夫	久留米市安武町住吉1632番地
大久保 博文	久留米市安武町住吉1532番地1
深川 嘉穂	久留米市安武町住吉1788番地1
馬場 五男	久留米市安武町住吉1574番地1
船津 秀幸	久留米市安武町住吉1564番地

2 退任監事

氏 名	住 所
船津 伊二郎	久留米市安武町住吉1572番地
野間口 保之	久留米市安武町住吉1625番地1

3 就任理事

氏 名	住 所
緒方 洋一郎	久留米市安武町住吉1544番地1
田中 一義	久留米市安武町住吉1595番地1
船津 常夫	久留米市安武町住吉1632番地

川原 憲男	久留米市安武町住吉1565番地
深川 嘉穂	久留米市安武町住吉1788番地 1
馬場 五男	久留米市安武町住吉1574番地 1
船津 祥一	久留米市安武町住吉1564番地

4 就任監事

氏 名	住 所
船津 伊二郎	久留米市安武町住吉1572番地
野間口 保之	久留米市安武町住吉1625番地 1

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成27年4月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ハローデイ中尾店
- (2) 所在地 中間市中尾二丁目3120番地10 外

3 大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
(仮称) ハローデイ東中間店	ハローデイ中尾店

4 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
-------	-------

変 更 前	変 更 後
株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号	株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成27年4月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ハローデイ那珂川店
- (2) 所在地 筑紫郡那珂川町松木一丁目21番 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号	株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年4月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ハローデイ井尻店

(2) 所在地 春日市須玖北一丁目32番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号	株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年4月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ハローデイ九工大前店

(2) 所在地 飯塚市大字川津君ヶ坂680番5号

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏

名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号	株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年4月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 コスタ行橋

(2) 所在地 行橋市西泉六丁目2732番3 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号	株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成27年4月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ハローデイ柏の森店

(2) 所在地 飯塚市柏の森147-4 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号	株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成27年4月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ハローデイ国分店

(2) 所在地 久留米市国分町字立割980-1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号	株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成27年4月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 第2グリーンプラザビル

(2) 所在地 春日市下白水南一丁目1番

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号	株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第

5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成27年4月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 (仮称) 志免S C

(2) 所在地 糟屋郡志免町志免四丁目1297番1 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号	株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成27年4月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ハローデイ穂波店・サンドラッグ穂波店

(2) 所在地 飯塚市秋松925-1 外9筆

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号	株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成27年4月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ハイパーモールメルクス田川

(2) 所在地 田川市大字川宮1711-7 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号	株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成27年4月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）行橋西泉複合商業施設

(2) 所在地 行橋市西泉六丁目2827番1 外40筆

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号	株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成27年4月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サンリーショッピングタウン

(2) 所在地 遠賀郡岡垣町大字野間字岩ヶ谷687-1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号	株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成27年4月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ハローデイ新宮店

(2) 所在地 糟屋郡新宮町美咲二丁目1番41号

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後

株式会社ハローデイ
代表取締役 加治 敬通
北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号

株式会社ハローデイ
代表取締役 加治 敬通
北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年5月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年5月8日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン久留米

(2) 所在地 久留米市新合川一丁目39番地 外

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
36,080㎡	49,966㎡

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
第1駐車場	215台	第1駐車場	66台
第2駐車場	88台	第2駐車場	73台
本館地下駐車場	850台	本館地下駐車場	855台
本館3階駐車場	743台	本館3階駐車場	887台
本館屋上駐車場	921台	本館屋上駐車場	916台

第3駐車場	—	第3駐車場	169台
別館屋上駐車場	—	別館屋上駐車場	213台
第4駐車場	—	第4駐車場	411台
合計	2,817台	合計	3,590台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
第一駐輪場	328台	第一駐輪場	102台
第二駐輪場	140台	第二駐輪場	150台
第三駐輪場	30台	第三駐輪場	0台
第四駐輪場	30台	第四駐輪場	36台
第五駐輪場	66台	第五駐輪場	72台
新駐輪場	66台	新駐輪場	78台
第六駐輪場	—	第六駐輪場	48台
第七駐輪場	—	第七駐輪場	48台
第八駐輪場	—	第八駐輪場	48台
合計	660台	合計	582台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
A 本館北東側	1,119㎡	A 本館北東側	1,119㎡
B 本館北側	1,446㎡	B 本館北側	1,446㎡
C 別館西側及び南側	—	C 別館西側及び南側	2,070㎡
合計	2,565㎡	合計	4,635㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
位置	容積	位置	容積
A 本館内東側	69.8㎡	A 本館内東側	122.55㎡
B 本館内北側	58.7㎡	B 本館内北側	28.35㎡

R 本館内西側	4.8㎡	R 本館内西側	27.98㎡
C 別館スポーツ棟内西側北寄り	—	C 別館スポーツ棟内西側北寄り	8.40㎡
D 別館家具棟内西側	—	D 別館家具棟内西側	28.68㎡
合計	133.3㎡	合計	215.96㎡

5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前		変更後	
本館	午前9時00分～午後11時00分	本館	午前9時00分～午後11時00分
別館	—	別館	午前10時00分～午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前		変更後	
第1駐車場	午前8時30分～午前0時30分	第1駐車場	午前8時30分～午前0時30分
第2駐車場	午前8時30分～午前0時30分	第2駐車場	午前8時30分～午前0時30分
本館地下駐車場	午前8時30分～午後11時30分	本館地下駐車場	午前8時30分～午後11時30分
本館3階駐車場	午前8時30分～午後11時30分	本館3階駐車場	午前8時30分～午後11時30分
本館屋上駐車場	午前8時30分～午後11時30分	本館屋上駐車場	午前8時30分～午後11時30分
第3駐車場	—	第3駐車場	午前9時30分～午後10時30分
別館屋上駐車場	—	別館屋上駐車場	午前9時30分～午後10時30分
第4駐車場	—	第4駐車場	午前9時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
出入口の数	出入口の数

9	12
---	----

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前		変更後	
A 本館北東側	午前5時00分～午後8時00分	A 本館北東側	午前5時00分～午後8時00分
B 本館北側	午前5時00分～午後8時00分	B 本館北側	午前5時00分～午後8時00分
C 別館西側及び南側	—	C 別館西側及び南側	午前5時00分～午後8時00分

公告

アンビシャス通信制作・発行業務委託について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年5月22日

福岡県知事 小川 洋

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
アンビシャス通信制作・発行業務委託
- (2) 契約内容及び特質
入札説明書による。
- (3) 契約の期間
契約締結日から平成28年3月31日まで
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

- 平成27年6月24日（水）現在において、次の条件を全て満たすこと。
- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、大分類「03」（印刷）、中分類「02」活版印刷又は大分類「13」サービス業種その他、中文類「06」広告宣伝に登録されている者で、等級「AA」に格付されているもの
 - (2) 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者
 - (3) 過去2年間に同種の業務実績を有する者
 - (4) (3)の同種の基準は、カラー刷（表紙のみカラーでも可）による広報紙等の定期刊行物の制作とする。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
 - (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県新社会推進部青少年課青少年アンビシャス運動推進室
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3615（ダイヤルイン）
FAX 092-643-3389
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
平成27年5月26日（火）から平成27年6月16日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで4の部局で交付する。
- 7 入札参加申請書の提出
- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
 - (2) 提出場所
4の部局とする。
 - (3) 提出期限
平成27年5月26日（火）から平成27年6月18日（木）までの県の休日を除く毎日

- 、午前9時00分から午後5時00分まで（最終日は午後4時00分まで）
- (4) 提出方法
直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。
- 8 入札参加の確認結果の通知
7の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び提出期限
- (1) 提出場所
4の部局とする。
 - (2) 提出期限
平成27年6月24日（水） 午後4時00分
 - (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 11 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡県庁 北棟6階 新社会推進部会議室
 - (2) 日時
平成27年6月25日（木）午前10時00分
- 12 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において、落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。
- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

ること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成27年4月20日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成27年5月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

82,654

福岡県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者

の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成27年4月20日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成27年5月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

616,586

福岡県選挙管理委員会告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成27年4月20日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成27年5月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	28,869
北九州市小倉北区	49,877
北九州市小倉南区	57,714
北九州市若松区	23,195
北九州市八幡東区	19,744
北九州市八幡西区	69,889
北九州市戸畑区	16,312
福岡市東区	77,625
福岡市博多区	58,988
福岡市中央区	49,845
福岡市南区	67,711
福岡市城南区	33,208
福岡市早良区	56,868
福岡市西区	52,721
大牟田市	33,716

久留米市	81,621
直方市	15,842
飯塚市・嘉穂郡	39,584
田川市	13,542
柳川市	19,079
八女市・八女郡	23,856
筑後市	13,022
大川市・三潞郡	13,924
行橋市	19,676
中間市	12,255
小郡市・三井郡	19,825
筑紫野市	27,186
春日市	29,165
大野城市	25,978
宗像市	26,185
太宰府市	19,120
古賀市	15,577
福津市	16,044
うきは市	8,567
宮若市・鞍手郡	15,110
嘉麻市	11,475
朝倉市・朝倉郡	24,018
みやま市	11,074
糸島市	26,900
筑紫郡	12,867
糟屋郡	58,402
遠賀郡	26,192
田川郡	22,991
京都郡	15,425

築上郡・豊前市

16,791

監査委員**監査公表第12号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した警察本部関係機関定期監査結果の報告（平成27年3月23日26監総第465-2号）に基づき、公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年5月22日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
福岡県監査委員職務執行者	井本邦彦

福岡公委発第 5 1 4 号

平成 2 7 年 4 月 9 日

福岡県監査委員 山 下 芳 郎 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 井 本 邦 彦 殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 2 7 年 3 月 2 3 日 2 6 監総第 4 6 5 号－ 2 の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
警察本部	建物貸付料において、財務規則によらず、調定が遅延していた。	調定の遅延を生じさせないため、事務の管理を徹底し、再発防止に努める。

雑 報

公告

平成27年度福岡県農業大学校研修科の研修生を次のように追加募集する。

平成27年5月22日

福岡県農業大学校長 姫野 伸二

1 募集定員

コース名	研修生数
野菜（施設野菜）	3名程度
花き（施設花き）	

2 研修期間

- (1) 研修期間 平成27年8月から平成28年3月まで
- (2) 研修開始 平成27年8月3日

3 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福岡県内の農業者
- (2) 福岡県内での就農（農業生産法人への就職を含む）を志す者。

ただし、(2)に該当する者については、認定新規就農者及びこれに相当する者とする。

4 募集日程

(1) 受付期間

ア 受付期間は、平成27年6月1日（月曜日）から平成27年6月19日（金曜日）まで、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は受付業務を行わない。

イ 郵送による応募は、必ず簡易書留郵便とし、平成27年6月19日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 面接日

平成27年6月30日（火曜日）

(3) 研修生の決定

平成27年7月3日（金曜日）

5 応募提出書類

次に掲げる書類を福岡県農業大学校に提出すること。

- (1) 技術習得研修受講申込書
- (2) 下記のうちいずれかの書類
 - 1) 就農計画書（新規就農を志す者）
 - 2) 営農計画書（就農して間もない者、または品目転換を志す者）
 - 3) 就職計画書（研修修了後、農業法人に就職を志す者）
- (3) 健康診断書（3か月以内に受診したもの：項目は身長、体重、視力、聴力、血圧、尿検査（タンパク、糖）、胸部エックス線）

6 選考方法及び許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接審査を行い研修生を決定する。この場合、審査番号を福岡県農業大学校に掲示するとともに、本人あて文書をもって受講許可通知を行う。

7 研修内容

研修生は、農業の基礎及び専門的な講義と併せて、希望する品目の生産管理から出荷販売までの実習を行うとともに、次の実習及び研修等を受けることができる。

- (1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習
- (2) 個別経営計画策定演習
- (3) 養成科が行う講義及び資格取得研修の受講

8 個人情報の取り扱いについて

受け付けた個人情報については、募集業務のみに使用し、他の目的に使用しない。

9 技術習得研修受講申込書等の請求及び受講に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話092-925-9129）又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3495）

なお、技術習得研修受講申込書は、各農林事務所普及指導センターでも入手できる。